

【関連資料】

○障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数推移（年度末時点）

（単位：件、％）

身体障害者手帳

障害別	年度			H30			H31(R1)			R2		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
視覚障害	4,207	13	0.3%	4,105	△ 102	-2.4%	3,945	△ 160	-3.9%			
聴覚・平衡機能障害	8,352	236	2.9%	8,232	△ 120	-1.4%	8,051	△ 181	-2.2%			
音声・言語・そしゃく機能障害	851	8	0.9%	825	△ 26	-3.1%	794	△ 31	-3.8%			
肢体不自由	30,074	165	0.6%	28,726	△ 1,348	-4.5%	27,843	△ 883	-3.1%			
内部障害	29,443	158	0.5%	28,119	△ 1,324	-4.5%	27,771	△ 348	-1.2%			
心臓機能障害	20,506	△ 41	-0.2%	19,529	△ 977	-4.8%	19,177	△ 352	-1.8%			
じん臓機能障害	5,552	72	1.3%	5,380	△ 172	-3.1%	5,390	10	0.2%			
呼吸器機能障害	987	3	0.3%	833	△ 154	-15.6%	779	△ 54	-6.5%			
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1,829	75	4.3%	1,769	△ 60	-3.3%	1,779	10	0.6%			
免疫機能障害	415	31	8.1%	448	33	8.0%	471	23	5.1%			
肝臓機能障害	154	18	13.2%	160	6	3.9%	175	15	9.4%			
等級不明等	3	1	50.0%	0	△ 3	-100.0%	0	0	0.0%			
計 (A)	72,930	581	0.8%	70,007	△ 2,923	-4.0%	68,404	△ 1,603	-2.3%			

※ 平成25年4月から那覇市の中核市移行に伴い身障手帳業務を県から移管したが、表はすべて那覇市分も含めて集計している。

療育手帳

級別	年度			H30			H31(R1)			R2		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
最重度・重度 (A 1、A 2)	5,271	218	4.3%	5,500	229	4.3%	5,425	△ 75	-1.4%			
中度・軽度 (B 1、B 2)	11,204	358	3.3%	11,511	307	2.7%	11,103	△ 408	-3.5%			
計 (B)	16,475	576	3.6%	17,011	536	3.3%	16,528	△ 483	-2.8%			

精神障害者保健福祉手帳

級別	年度			H30			H31(R1)			R2		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
1級	5,330	66	1.3%	5,579	249	4.7%	5,695	116	2.1%			
2級	11,686	648	5.9%	12,287	601	5.1%	12,689	402	3.3%			
3級	3,533	180	5.4%	3,759	226	6.4%	3,918	159	4.2%			
計 (C)	20,549	894	4.5%	21,625	1,076	5.2%	22,302	677	3.1%			
総計	109,954	2,051	1.9%	108,643	△ 1,311	-1.2%	##	△ 1,409	-1.3%			

【出典】

身体・療育：福祉行政報告例

精神：沖縄県保健医療部地域保健課業務資料

障害福祉サービスの内容と利用者数(令和3年3月時点)

サービス名	内容	利用者数(単位:人)					合計
		圏域別					
		北部	中部	南部	富古	八重山	
居宅介護	入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス	127	1,106	1,421	161	85	2,900
重度訪問介護	重度の肢体不自由者を対象とした、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス	13	70	63	7	5	158
行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難のある障害者・障害児を対象とした、行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動支援	0	67	61	0	4	132
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする重度障害者・障害児を対象とした、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援	0	0	0	0	0	0
同行援護	視覚障害により移動に著しく困難のある障害者・障害児を対象とした、移動に必要な情報を提供するなどの支援や、外出時の移動支援	6	134	280	27	4	451
施設入所支援	施設入所者を対象とした、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護等	246	690	1,086	124	97	2,243
共同生活援助(グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助	246	675	871	84	67	1,943
自立生活援助	定期的な居宅訪問や臨時の対応等、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うための支援	0	0	5	0	0	5
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われている機能訓練、療養上の管理、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助	36	149	240	11	9	445
生活介護	常時介護を必要とする障害者を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われている、入浴、排せつ、食事の介護や創作的な活動又は生産活動の機会の提供等	394	1,462	1,915	175	140	4,086
短期入所	介護者が病気の場合などにおける、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等	26	271	228	7	20	552
自立訓練(機能)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	0	8	16	0	0	24
自立訓練(生活)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	7	168	230	2	18	425
自立訓練(宿泊訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	1	51	33	0	1	86
就労移行支援	職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等	13	142	249	0	1	405
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とした、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等	116	839	802	114	92	1,963
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とした、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等	586	2,260	3,001	262	196	6,305
就労定着支援	一般就労に移行した人を対象とした、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援	0	51	95	1	0	147
計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直し	303	1,705	2,039	142	141	4,330
地域移行支援	障害者支援施設等に入所中の障害者または精神科病院に入院中の精神障害者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談等	1	0	2	0	0	3
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制の確保、障害特性に起因して生じた緊急の事態の相談等	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等	87	717	1,058	34	41	1,937
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練・治療等	0	45	27	0	0	72
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等	326	2,051	2,575	80	115	5,147
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等	11	221	83	0	0	315
居宅訪問型発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して行う発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	支給決定時の障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直し	118	741	836	45	25	1,765
合計		2,663	13,623	17,216	1,276	1,061	35,839

指定障害福祉サービス事業所数の推移

	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	令和2年度 新規指定
居宅介護	264	270	267	275	21
重度訪問介護	254	260	254	262	20
行動援護	38	39	36	36	3
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	115	110	105	111	8
療養介護	6	6	6	6	0
生活介護	144	161	175	177	10
短期入所	71	77	88	91	5
施設入所支援	46	46	46	46	1
共同生活援助	96	102	125	154	31
宿泊型自立訓練	6	5	5	5	0
自立訓練(機能)	6	6	5	5	1
自立訓練(生活)	51	48	48	53	9
就労移行(一般)	95	86	78	78	9
就労継続支援(A型)	108	111	116	119	9
就労継続支援(B型)	283	300	309	334	35
就労定着支援	0	17	20	21	3
自立生活援助	0	1	0	2	2
相談支援	1	0	0	0	0
計画相談支援	180	196	195	204	23
地域移行支援	45	44	41	39	1
地域定着支援	44	43	41	39	1
合計①	1,853	1,928	1,960	2,057	192

指定障害児通所・入所支援事業所数の推移

	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	令和2年度 新規指定
障害児相談支援	158	174	177	182	18
児童発達支援	219	247	270	304	45
放課後等デイサービス	339	382	406	453	59
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1	1	0
保育所等訪問支援	15	18	25	31	7
障害児入所支援	4	4	4	4	0
医療型障害児入所支援	4	4	4	4	0
医療型児童発達支援	2	2	2	2	0
合計②	741	832	889	981	129

障害児者指定事業所数の推移

	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	令和2年度 新規指定
① + ②	2,594	2,760	2,849	3,038	321

令和3年3月までの計画相談実績

(別紙1)

都道府県名 沖縄県

- ※1 令和3年3月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
 - ※2 令和3年3月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）
 - ※3 令和3年3月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
 - ※4 令和3年3月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
- なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分			
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	aのうちセルフプラン c	セルフプラン率 c/a (%)	障害児通所支援受給者数 d (※3)	計画作成済み人数 e (※4)	fのうちセルフプラン	セルフプラン率 f/d (%)
	(合計)	17,358	17,272	90	0.5%	7,391	7,332	56	0.8%
1	那覇市	3,370	3,370	12	0.4%	1,164	1,164	0	0.0%
2	宜野湾市	1,055	1,046	9	0.9%	676	674	2	0.3%
3	石垣市	527	527	34	6.5%	172	172	20	11.6%
4	浦添市	1,258	1,258	0	0.0%	666	666	14	2.1%
5	名護市	800	800	11	1.4%	337	337	0	0.0%
6	糸満市	694	694	0	0.0%	406	406	0	0.0%
7	沖縄市	2,160	2,160	7	0.3%	895	895	14	1.6%
8	豊見城市	602	602	0	0.0%	338	338	0	0.0%
9	うるま市	1,738	1,738	0	0.0%	717	717	0	0.0%
10	宮古島市	745	745	3	0.4%	122	122	0	0.0%
11	南城市	510	510	0	0.0%	237	237	0	0.0%
12	国頭村	72	72	1	1.4%	4	4	2	50.0%
13	大宜味村	63	63		0.0%	10	10	0	0.0%
14	東村	41	41		0.0%	9	9	1	11.1%
15	今帰仁村	165	165	0	0.0%	35	35	0	0.0%
16	本部町	212	207	5	2.4%	50	50	1	2.0%
17	恩納村	107	107	0	0.0%	47	47	0	0.0%
18	宜野座村	70	0	0	0.0%	55	0	0	0.0%
19	金武町	221	221	5	0.0%	75	75	0	0.0%
20	伊江村	76	76	0	0.0%	0	0	0	0.0%
21	読谷村	389	389	0	0.0%	173	173	0	0.0%
22	嘉手納町	194	194	0	0.0%	79	79	0	0.0%
23	北谷町	294	294	1	0.3%	161	161	0	0.0%
24	北中城村	165	165	0	0.0%	85	85	0	0.0%
25	中城村	202	202	0	0.0%	84	84	0	0.0%
26	西原町	418	418	0	0.0%	195	195	0	0.0%
27	与那原町	215	215	0	0.0%	151	151	0	0.0%
28	南風原町	416	414	2	0.5%	290	289	1	0.3%
29	渡嘉敷村	4	4	0	0.0%	1	1	0	0.0%
30	座間味村	2	2	0	0.0%	7	7	0	0.0%
31	粟国村	8	8	0	0.0%	0	0	0	0.0%
32	渡名喜村	3	3	0	0.0%	1	1	0	0.0%
33	南大東村	4	4	0	0.0%	1	1	0	0.0%
34	北大東村	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
35	伊平屋村	7	7	0	0.0%				
36	伊是名村	20	20	0	0.0%	1	1	0	0.0%
37	久米島町	65	65	0	0.0%	16	16	0	0.0%
38	八重瀬町	423	423	0	0.0%	129	128	1	0.8%
39	多良間村	2	2	0	0.0%				
40	竹富町	27	27	0	0.0%	1	1	0	0.0%
41	与那国町	14	14	0	0.0%	1	1	0	0.0%

別紙2(市町村用) ※基幹相談支援センターを設置している場合、1箇所につき1行記載してください(共同で設置の場合は、事務局市町村のみが記載してください。)

1	6	0	5	7
2	5	2	0	2
3	0	2		2
4	1			0
5				0

都道府県名 ※ドロッピング リストから選択	事務局市町村名	事務局市町村以外の市町村名	所在地	実施方法	基幹相談支援センターを委託により設置する場合				基幹相談支援センター名 (正式名称)	運営主体	窓口の設置場所	地域生活支援拠点等(地域生活拠点又は面的な体制)は当該事業所が地域生活支援拠点等のひとつとして該当する場合に「1」を記載	運営方式			基幹相談支援センターの業務に従事する者の人数 ※兼職で計上すること						業務に従事する者の内、専門的職員の人数 ※1人の者が複数の資格を有する場合は、兼職に計上(兼職で計上すること)																																		
					1. 一般相談支援事業に係る指定ありの場合「1」を記載 2. 特定相談支援事業に係る指定ありの場合「2」を記載 3. 一般相談支援事業・特定相談支援事業に係る指定ありの場合「3」を記載 4. 一般相談支援事業・特定相談支援事業に係る指定なしの場合「4」を記載	1. 障害者相談支援事業(交付税)の委託も行っている場合「1」を記載 2. 障害者相談支援事業(交付税)の委託は行っていない場合「2」を記載	令和3年度の基幹相談支援センターの委託料(予定)の額(万円)	単一の法人等による受託の場合「1」を記載 複数の法人による共同受託・共同設置の場合「2」を記載 その他の場合「3」を記載した上で具体的な受託形態を次に記載					1. 地方公共団体 2. 社会福祉法人 3. 医療法人 4. 任意の法人 5. 協賛法人 6. 特別委員会 7. 特別委員会 8. その他	1. 市町村役所 2. 公共施設 3. 障害福祉サービス事業所内 4. 障害者支援施設 5. その他	1. 運営主体による完全独自運営を行っている場合「1」を記載 2. 運営主体以外の管内の法人等が基幹相談支援センターの設置運営に協力を実施(運営等)する場 3. 窓口設置に関する協力を実施(場所の貸与等)	①主任相談支援専門員 ※配置される主任相談支援専門員の要件(業務経験+主任研修の修了)を満たした相談支援専門員の人数を記載	②相談支援専門員 (①を除く)	③②以外の者	社会福祉士	保健師	精神保健福祉士	看護師・准看護師	介護福祉士	介護支援専門員	臨床心理士	公認心理師	その他の専門的職員																													
					常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他					常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他	常勤かつ専任	その他																						
		0		11	5	5		5			11		11	10	11	2	11	1	0	1	6	12	16	9	5	9	16	6	1	2	10	4	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1											
沖縄県	石垣市			1					1	石垣市	1						1																																							
沖縄県	石垣市			2	3	1	5,000	1	随意契約	株式会社イビシがき	3						1																																							
沖縄県	浦添市			2	4	1	26,783	2	指定管理		2					1																																								
沖縄県	沖縄市			2	2	1	25,250	1			2					1																																								
沖縄県	豊見城市			2	3	1	14,828	2		社会福祉法人まつみ福祉会	1					2	1																																							
沖縄県	豊見城市			2	2	1	7,624	2		社会福祉法人とよみ福祉会	3					1																																								
沖縄県	うるま市			1							1	1				1																																								
沖縄県	宮古島市			1						基幹相談支援センター	1					1																																								
沖縄県	西原町			1						西原町役場 健康支援課	1					1																																								
沖縄県	与那原町			1						与那原町基幹相談支援センター	1	1				1																																								
沖縄県	南風原町			1						南風原町基幹相談支援センター	1					1																																								

地域生活支援拠点等の全国の整備状況(市町村(特別区を含む。))一覧(令和3年4月1日現在)

<記入方法について>

- ・令和3年4月1日現在で記載してください。
- ・令和3年4月1日現在の人口を記載してください。

a.整備状況について、「整備済/令和3年度末までに整備予定/令和4年度に整備予定/その他」から当てはまる欄1つにプルダウンから○をつけてください。なお、整備済と回答した市町村(特別区を含む。))については、整備時期(整備年月)を記載してください。

また、「その他」と回答する場合は、今後の対応予定や現在の状況を具体的に記載してください。

b.上記の「a.整備状況」で、「整備済」と回答した市町村について、圏域で整備した場合は、圏域名を記載してください。(※「○○圏域」と圏域名は統一して記載してください。)なお、それ以外の場合はプルダウンから「-」を選択してください。

c.上記の「a.整備状況」で、「整備済」と回答した市町村について、「多機能拠点整備型/面的整備型/多機能拠点整備型+面的整備型/その他の整備類型」から当てはまる欄1つにプルダウンから○をつけてください。また、「その他の整備類型」を選択した場合、その整備方法を記載してください。

d.上記の「a.整備状況」で、「令和3年度末までに整備予定/令和4年度に整備予定/その他」と回答した市町村(特別区を含む。))のみ回答してください。

拠点等を整備するに当たって、必要な5つの機能(①相談②体験の機会・場③緊急時の受入・対応④専門的人材の養成・確保⑤地域の体制づくり)をお示しているところですが、備えるのが特に困難な機能について、①～⑤の該当する項目すべてにプルダウンから○をつけてください。(ない場合は空欄で可)

※貴都道府県管内の市町村(特別区を含む。))について、全ての市町村(特別区を含む。))が所在するか否かをご確認いただき、市町村(特別区を含む。))合併等の関係で、所在漏れ、名称が異なる等の場合は、追加、修正が見える形で修正ください。

団体コード	都道府県名	市町村名 (特別区を含む。))	人口 (令和3年4月1日現在)	a.整備状況					b.圏域での整備状況 ※「a.整備状況」で、「整備済」と回答した市町村で圏域で整備している場合「○○圏域」と記入 それ以外の場合はプルダウンから「-」を選択	c.整備類型 ※「a.整備状況」で、「整備済」と回答した市町村のみ記入					d.備えるのが特に困難な機能 ※「a.整備状況」で、「令和3年度末までに整備予定/令和4年度に整備予定/その他」と回答した市町村のみ記入						
				整備済	整備時期	令和3年度末までに整備予定	令和4年度に整備予定	その他		その他の場合 具体的な現状を記載	多機能拠点整備型	面的整備型	多機能拠点整備型+面的整備型	その他の整備類型	その他の場合 の整備方法を記載	①相談	②体験の機会・場	③緊急時の受入・対応	④専門的人材の養成・確保	⑤地域の体制づくり	
470007	沖縄県		人																		
472018	沖縄県	那覇市	319,012 人			○												○	○		
472051	沖縄県	宜野湾市	100,042 人					○	令和5年度中までの確保を目指す	-								○		○	
472077	沖縄県	石垣市	48,951 人			○				-		○						○		○	
472085	沖縄県	浦添市	115,422 人				○			-								○		○	
472093	沖縄県	名護市	62,603 人			○				-								○		○	
472107	沖縄県	糸満市	62,025 人					○	令和5年度に整備予定	-								○		○	
472115	沖縄県	沖縄市	142,713 人	○	R3.4					-		○									
472123	沖縄県	豊見城市	65,644 人					○	面的整備型を検討。今後も協議会の中で市内事業所へ事業の説明・拠点对応可否や協力依頼を実施していく。	-								○	○	○	○
472131	沖縄県	うるま市	125,394 人	○	H31.2					-		○						○		○	
472140	沖縄県	宮古島市	54,841 人			○				-								○		○	
472158	沖縄県	南城市	45,045 人	○	R3年1月					-		○						○		○	
473014	沖縄県	国頭村	4,597 人			○			R3.10に緊急一時保護について事業所と契約	-								○		○	
473022	沖縄県	大宜味村	3,071 人	○	令和3年3月					-		○								○	
473031	沖縄県	東村	1,724 人				○			-		○								○	
473065	沖縄県	今帰仁村	9,357 人			○				-		○						○		○	
473081	沖縄県	本部町	13,119 人	○	R3.3					-		○								○	
473111	沖縄県	恩納村	11,112 人					○	令和5年度に設置予定	-										○	
473138	沖縄県	宜野座村	6,171 人					○	令和5年度に相談機能、緊急時の受け入れ・対応から整備を進めていく予定	-									○		
473146	沖縄県	金武町	11,446 人				○			-								○		○	
473154	沖縄県	伊江村	4,420 人	○	R3.3					-	○										
473243	沖縄県	読谷村	41,625 人			○				-		○									
473251	沖縄県	嘉手納町	13,330 人	○	R2.3					-		○									
473260	沖縄県	北谷町	28,916 人			○				-		○								○	
473278	沖縄県	北中城村	17,806 人	○	R1.10					-		○								○	
473286	沖縄県	中城村	21,947 人	○	R1.5					-		○								○	
473294	沖縄県	西原町	35,316 人			○				-		○								○	
473481	沖縄県	与那原町	20,104 人	○	R3.3					-		○								○	
473502	沖縄県	南風原町	40,217 人				○			-										○	
473537	沖縄県	渡嘉敷村	707 人				○			-								○		○	
473545	沖縄県	座間味村	916 人		未定			○	財政負担、専門的人材の確保、地域の環境づくりが困難	-								○	○	○	○
473553	沖縄県	粟国村	686 人					○	人材確保ができていない	-								○	○	○	
473561	沖縄県	渡名喜村	330 人					○	小規模自治隊(離島)	-								○	○	○	
473570	沖縄県	南大東村	1,234 人					○		-								○	○	○	
473588	沖縄県	北大東村	542 人					○	現状では困難	-								○	○	○	
473596	沖縄県	伊平屋村	1,182 人			○				-										○	
473600	沖縄県	伊是名村	1,311 人				○			-										○	
473618	沖縄県	久米島町	7,619 人					○	未定	-								○	○	○	
473626	沖縄県	八重瀬町	31,798 人			○				-										○	
473758	沖縄県	多良間村	1,097 人					○	未定	-								○	○	○	
473812	沖縄県	竹富町	4,220 人					○	令和5年度以降を予定	-								○	○	○	
473821	沖縄県	与那国町	1,641 人					○		-								○	○	○	

10 11 6 14

令和3年度沖縄県における相談支援体制の実態把握に係るアンケート調査結果報告

▶ 1. 調査の概要:

沖縄県内の相談支援体制の実態を把握するため、市町村、計画相談支援事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センターに対しアンケートを実施。

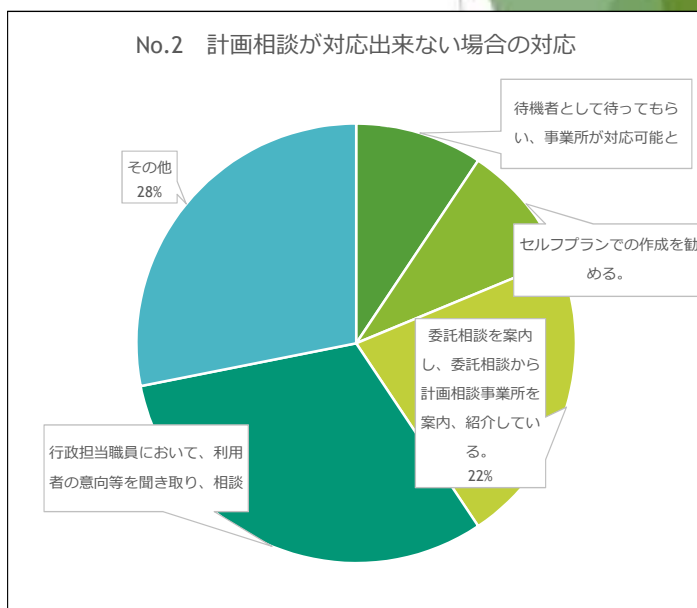
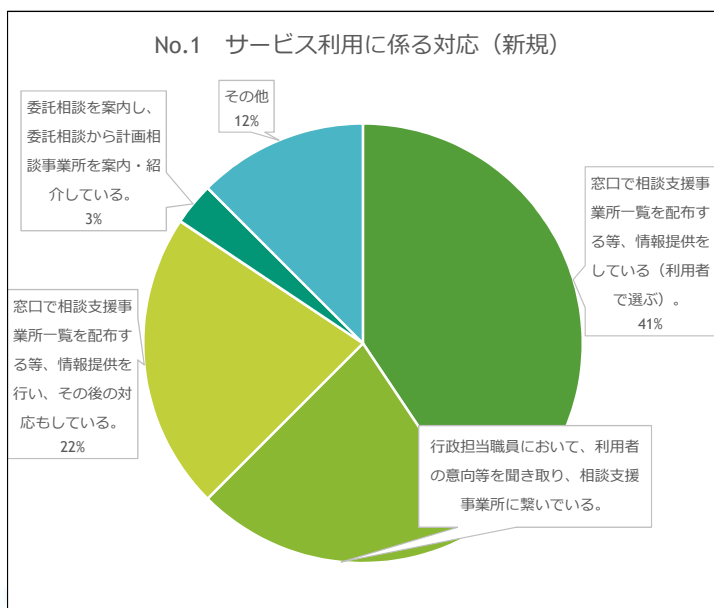
▶ 2. アンケート提出状況:

- 1) 市町村 対象:41市町村 回答数:32市町村 回収率:78%
- 2) 計画相談支援事業所 対象:187(R3.4月現在・厚労省調査) 回答数:103 回収率:55%
- 3) 委託相談支援事業所数 対象:33(同上) 回答数:32 回収率:97%
- 4) 基幹相談支援センター 対象:11(同上) 回答数:8 回収率:73%

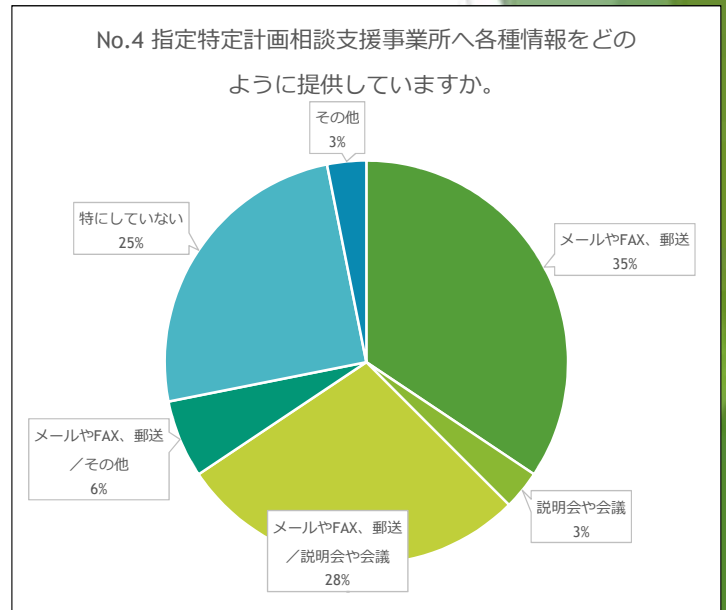
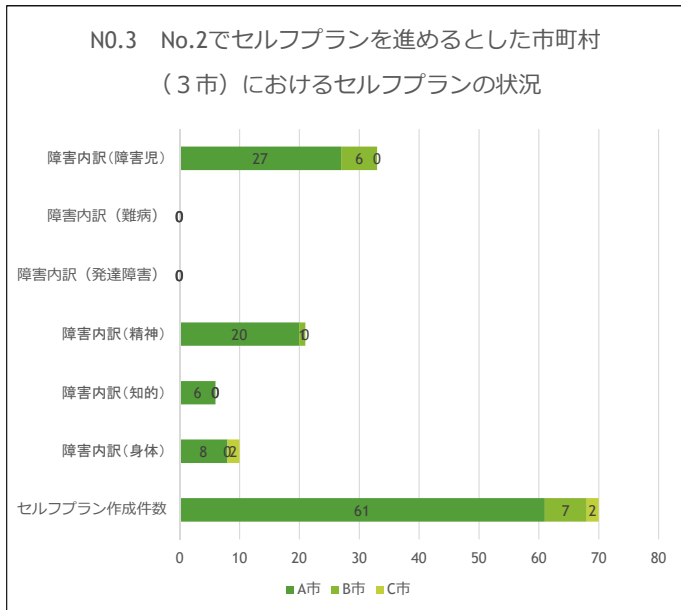
▶ 3. 調査方法:市町村・基幹相談→沖縄県電子申請システム、計画相談・委託相談→インターネット (Google Form)

▶ 4. 調査時期:令和3年8月～9月

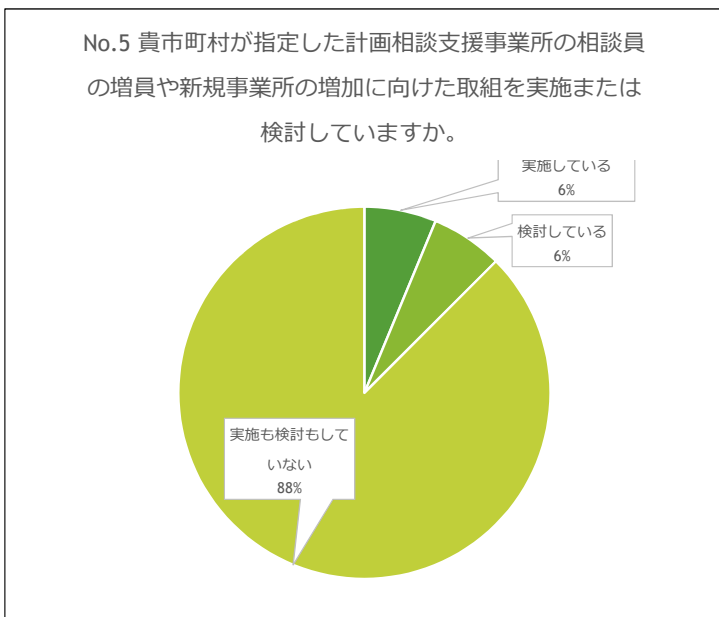
(調査1) 市町村に対するアンケート



(調査1) 市町村に対するアンケート



(調査1) 市町村に対するアンケート

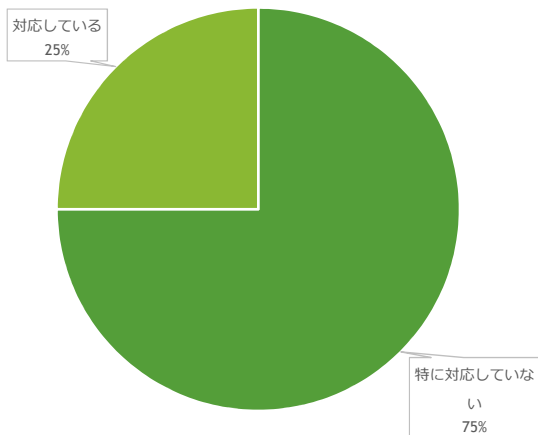


No.6 No.5で実施しているまたは検討している取組の内容

市町村名	実施or検討している	内容
A市	実施している	既存の相談支援事業所へは、増員等による機能強化加算取得の促しや補助員の活用を助言。地域の事業所や新規で障害福祉サービスの事業所にかかる相談があったときには、計画相談の体制強化が追いついていないことを説明し、相談支援事業所の増えるように働きかけをしている。
B市	実施している	離島のため、研修負担が大きいことから、WEB研修の要望を数年前から継続して行っている。
C市	検討している	介護保険関連事業所(社会福祉法人等)に相談支援専門員の必要性や研修等について情報提供予定。
D村	検討している	

(調査1) 市町村に対するアンケート

No.7 指定特定相談支援事業所が閉所や休止に至る場合の対応について

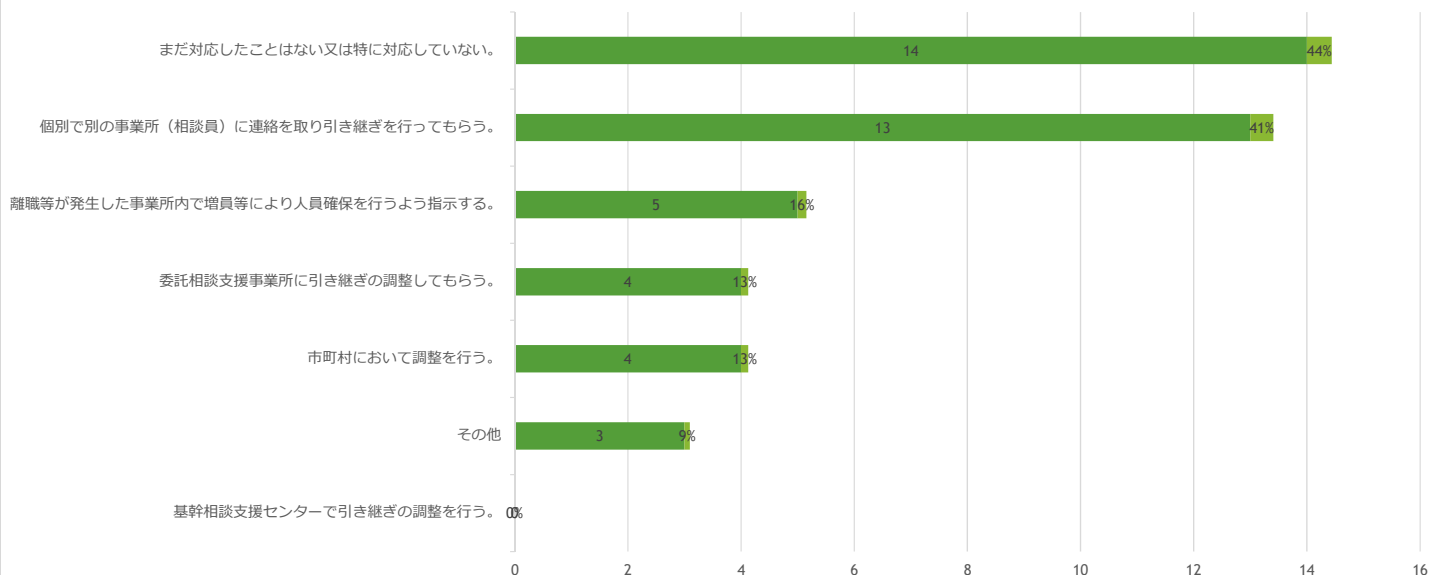


No.7 対応している場合（その場合どのような対応をしているか）

市町村名	内容
A市	事業所に廃止（休止）届出書の提出を求めている。
B市	ケースの引き継ぎの確認
C市	対象者の引継ぎ先等の確認
D町	まだ事例はないが、その場合には利用者には不利益が出ないように他事業所への引継ぎ調整などで対応すると思う。
E村	近隣相談支援事業所の一覧を渡している
F町	閉所する事業所の相談員が担当していた対象者の移行先の確認、移行先が見つからなければ委託相談員がサポートする
G町	月に1回の相談部会を活用し、利用者の引継ぎ等の声かけを行っている。
H町	以前、町内事業所が休止になる際には、早い段階から休止事業所と行政で調整会議実施し、しっかりと引継ぎ出来るように進捗確認をしたり、困難ケース等は委託相談支援事業所に受けてもらう等の調整実施。

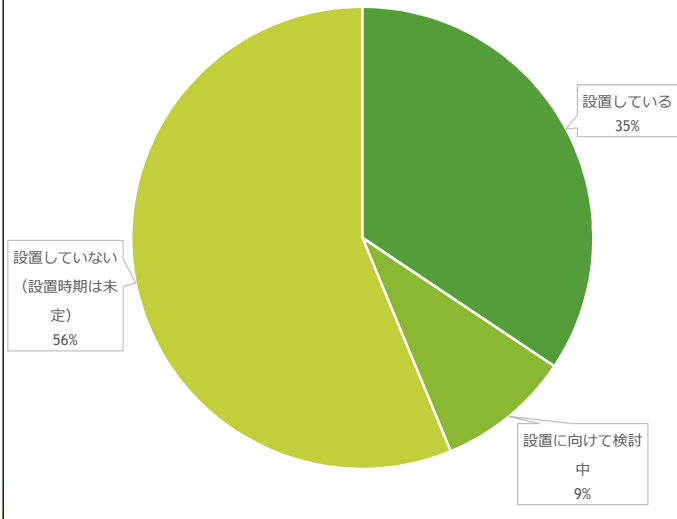
(調査1) 市町村に対するアンケート

No.8 指定特定計画相談支援事業所において、相談支援専門員が離職（長期休暇）した場合の対応について（※複数回答可）

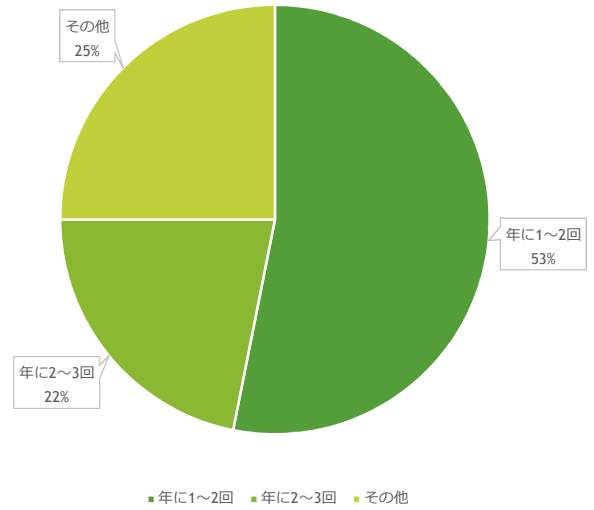


(調査1) 市町村に対するアンケート

No.10 基幹相談支援センターを設置していますか

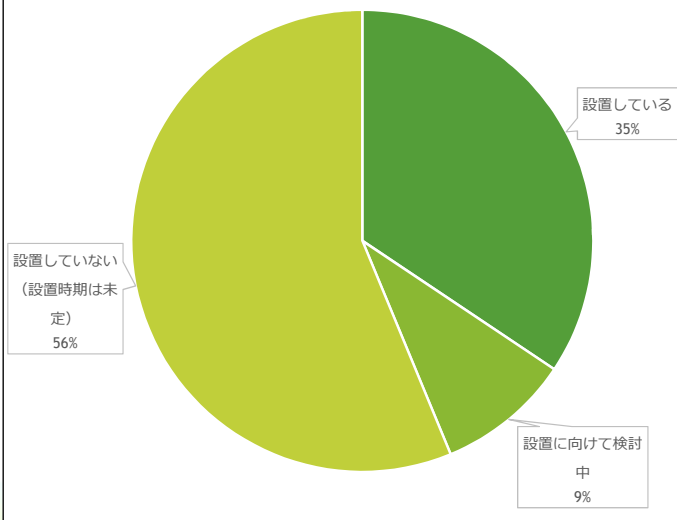


No.11 市町村自立支援協議会 全体会の開催状況

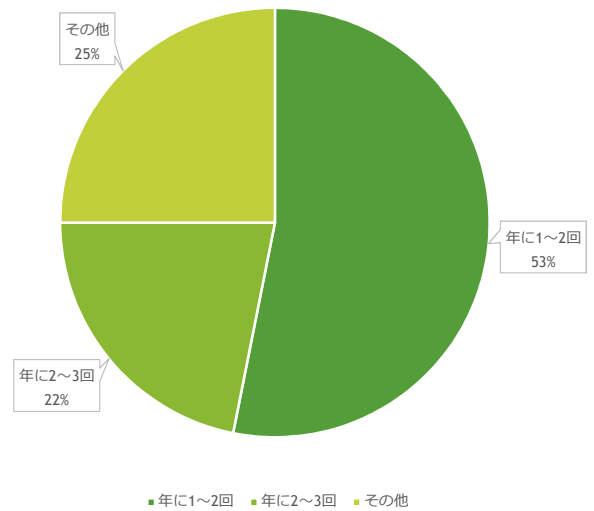


(調査1) 市町村に対するアンケート

No.10 基幹相談支援センターを設置していますか

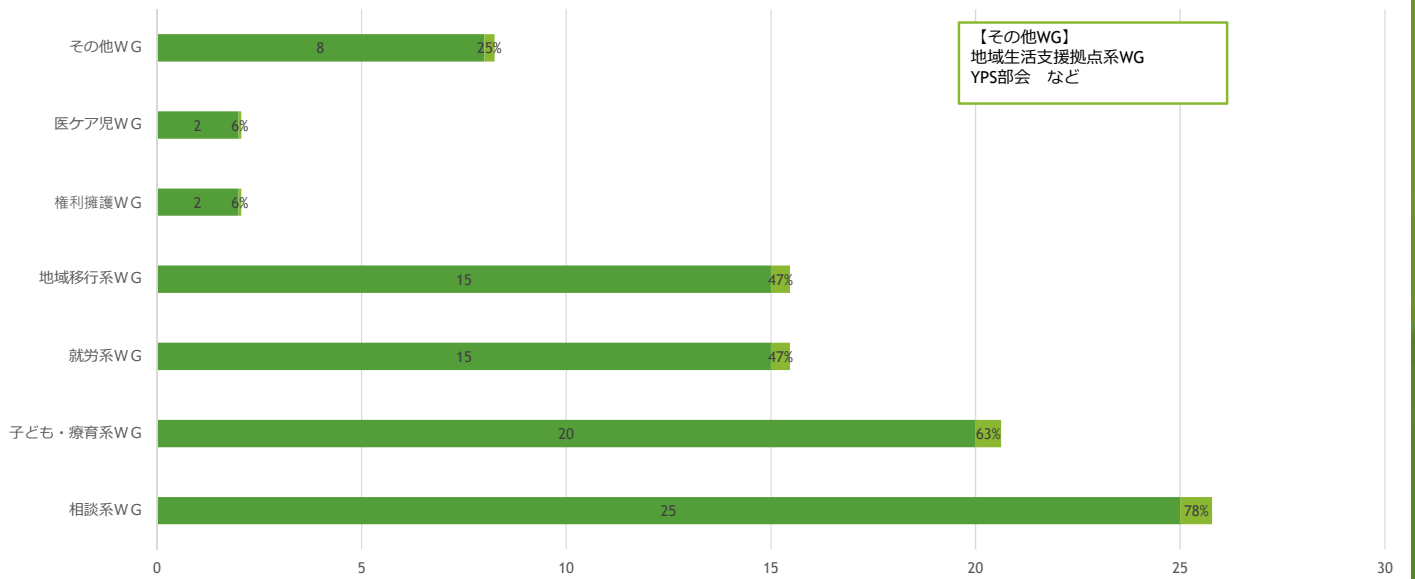


No.11 市町村自立支援協議会 全体会の開催状況



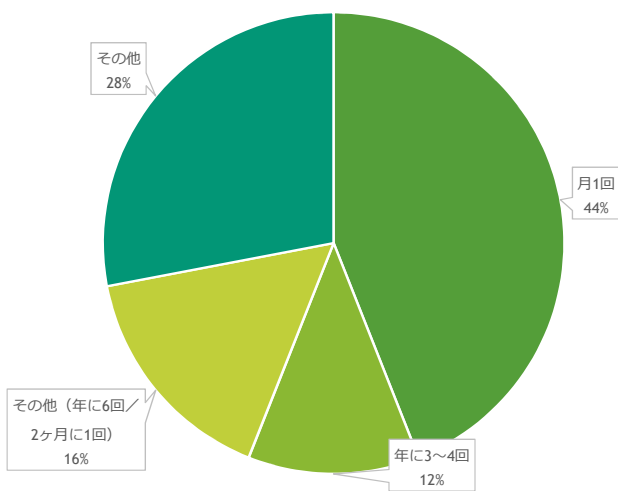
(調査1) 市町村に対するアンケート

No.11②市町村における部会設置状況

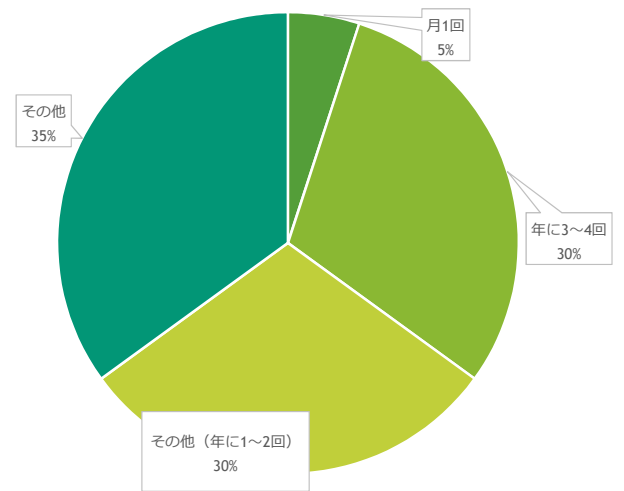


(調査1) 市町村に対するアンケート

No.11② 相談系ワーキング開催頻度

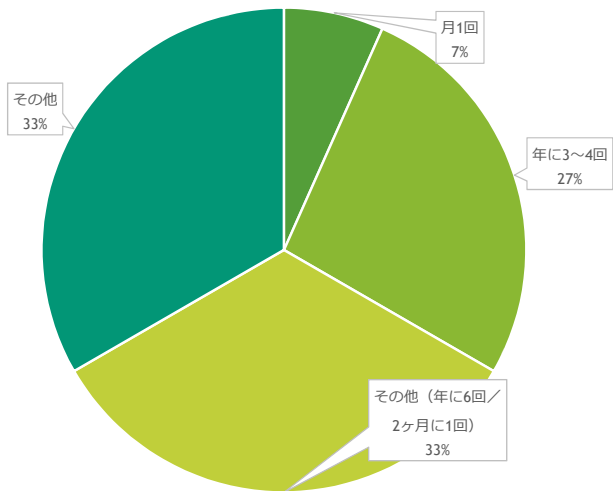


No.11② 子ども・療育系ワーキング開催頻度

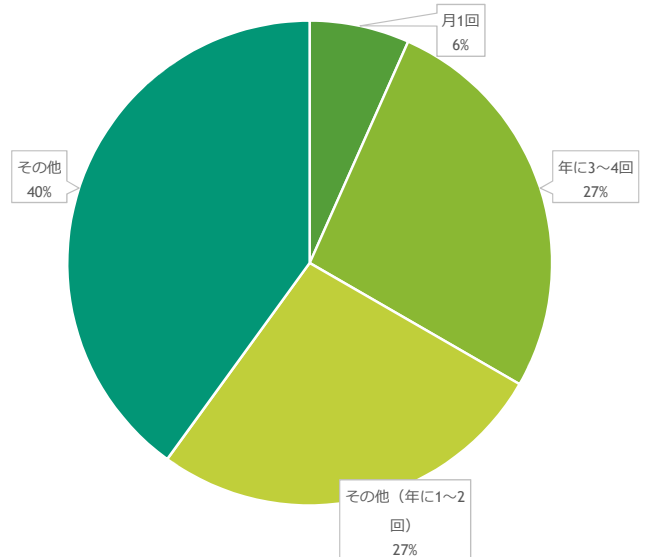


(調査1) 市町村に対するアンケート

No.11② 就労系ワーキング開催頻度

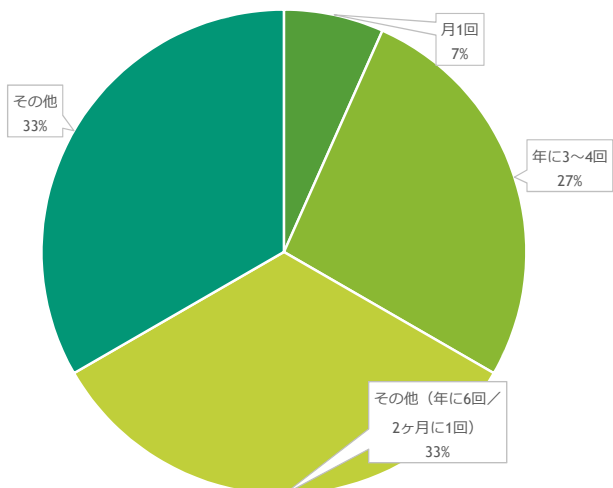


No.11② 地域移行系ワーキング開催頻度

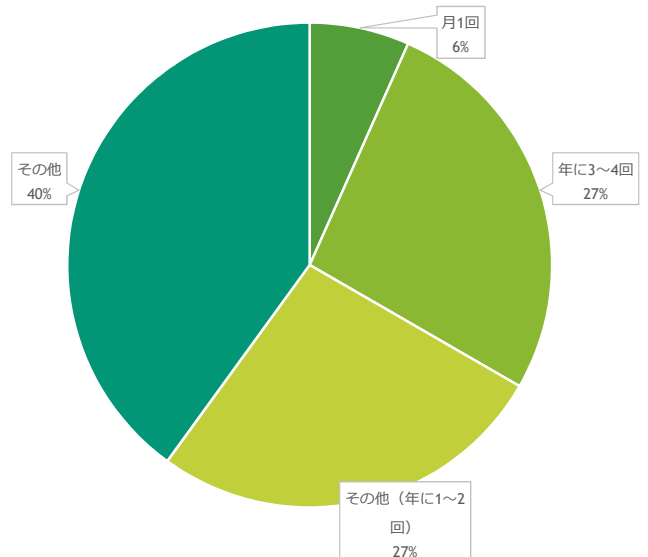


(調査1) 市町村に対するアンケート

No.11② 就労系ワーキング開催頻度



No.11② 地域移行系ワーキング開催頻度



No.9 障害者相談支援事業（委託相談支援事業所等）について

番号	委託先箇所数	委託している業務内容	障害者相談支援事業における課題
1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援に関すること 福祉サービスの利用援助や社会資源を活用するための支援、専門機関の紹介 等 ・相談支援体制等に関すること 基幹相談支援センター等機能強化事業を受託する事業者と連携し、地域の相談支援体制の強化に関することやその他基幹相談支援センター等機能強化事業を受託する事業者が連携して取り組む必要があると認める支援に関すること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の評価をしきれていない。どのようにすべきかわからない。 ・事業所所在地によっても相談件数にバラつきがあるが、件数のカウント方法の統一化が図れていない。
2	3	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・社会福祉サービスの利用援助 ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリングに関する業務 ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 ・その他必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地特例のケースで、委託相談を支給決定を行っている前住地の委託相談をつけるのか、現在生活している居住地の委託相談をつけるのかがあいまい。 ・本市では3事業所へ委託相談を行っている。統一した相談システムが構築できていない。 ・3事業所統一した記録システムが整備できていない（現在どのシステムを使用するか検討中）
3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助に関する業務。 ・社会資源を活用するための支援に関する業務。 ・社会生活力を高めるための支援に関する業務。 ・ピアカウンセリングに関する業務。 ・権利擁護のために必要な援助に関する業務。 ・専門機関の紹介に関する業務。 ・障がい者自立支援協議会の運営に関する業務。 	<p>相談支援専門員の減少により、セルフプランの利用者が増加している。</p>
4	4	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業 ・住宅入居等支援事業 	<p>基幹相談、委託相談、計画相談の連携体制（3層構造）の役割が不明確のため連携に支障があるとの意見があり、体制整備について基幹相談を中心に検討を進めています。</p>
5	4	<p>相談支援事業と障害者相談支援事業に関する委託と関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会設置要綱第9条に基づく協議会の運営に関する業務 ・専門的な相談支援を必要とする困難ケース等の対応、Zoom等による連絡体制、研修体制等 	<p>効果的な人員の配置や相談体制の検討が必要。平成30年までは、計画相談員が不足し、相談が飽和状態になっていた。しかし、その後少しずつ相談員が充足してきた。新規利用者に相談員の拡充が追いつかない部分も見受けられる。今後は、3層の相談支援体制教科の充実に向けた取り組みが課題となっている。</p>
6	1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの運営及び機能強化業務 ・障害者相談支援業務 	

No.9 障害者相談支援事業（委託相談支援事業所等）について

番号	委託先箇所数	委託している業務内容	障害者相談支援事業における課題
7	5	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ・社会生活力を高めるための支援 ・自発的活動支援事業との連携 ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 ・定例会及び専門部会に関する業務 ・イベント等の企画・運営 ・利用者へのサービス等利用計画の助言 ・災害時の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の定着（入れ替わりがある） ・相談員の経験年数が長くなるほど、相談対応件数が増えていき、余裕がなくなってくる。
8	2	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉サービスの利用援助に関する業務 2 社会資源を活用するための支援に関する業務 3 社会性生活力を高めるための支援に関する業務 4 ピアカウンセリング実施に係る検討に関する業務 5 権利擁護のために必要な援助に関する業務 6 専門機関の紹介に関する業務 	相談支援事業所へ委託しているため、計画策定及び相談支援と併任で業務に携わっている。人員不足な状態であるため、業務を分けることができていない。
9	4	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助（相談、情報提供等） ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ※可能な範囲で実施 ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 ・定例会及び専門部会に関する業務 ・相談支援専門員への支援等 	委託相談事業所の相談員を増員したいが予算確保が困難。 要件に合う専門職の確保が困難。
10	4	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高める支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な支援 ・専門機関の紹介 ・定例会及び専門部会に関する業務 ・イベント等の企画・運営 ・基幹相談支援センターとの連携 	委託相談事業所にて計画相談を多く抱えており、相談支援事業が逼迫している。計画相談において新規の受け入れをできる事業所が少ない。特に児童においてはセルフプランの対応が始まっている（児童の計画相談を対応しているところが少ない）
11	1	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言 ・障害福祉サービスの利用支援、必要な支援 ・虐待の防止、その他早期発見のための関係機関との連絡調整 ・権利擁護のための必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職のスキル向上 ・社会資源のネットワークづくり ・自殺関連の相談支援として看護師の配置

No.9 障害者相談支援事業（委託相談支援事業所等）について

番号	委託先箇所数	委託している業務内容	障害者相談支援事業における課題
12	3	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助 ・社会資源活用支援 ・社会生活力支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護援助 ・専門機関紹介 ・専門的な相談を必要とする困難ケース対応 ・相談支援体制整備 ・相談支援事業実施計画計画の作成 ・地域活動支援センター 	
13	3	<ol style="list-style-type: none"> 1.相談支援事業に関する業務 2.相談支援機能強化事業に関する業務 	
14	0		
15	0		委託できる事業所が見つからない
16	2	障害者相談全般	<p>障害福祉サービスの浸透により、相談内容が年々増加していきる。</p> <p>委託相談員の拡充を図りたいが予算がない。</p>
17	2	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助に関する業務 ・社会資源を活用するための支援に関する業務 ・社会生活力を高めるための支援に関する業務 ・ピアカウンセリングに関する業務 ・権利擁護のために必要な援助に関する業務 ・専門機関の紹介に関する業務 ・専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応 ・地域自立支援協議会の運営に関する業務 ・サービス等利用計画の評価に関する業務 等 	人材確保
18	3	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助に関する業務 ・社会資源を活用するための支援に関する業務 ・社会生活を高めるための支援に関する業務 ・ピアカウンセリングに関する業務 ・権利擁護のために必要な援助に関する業務 ・専門機関の紹介に関する業務 ・障害者自立支援協議会の運営に関する業務 ・障害者虐待防止に関する業務 	
19	3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業 ・特別相談支援事業 ・住宅入居支援事業 	<p>不登校、引きこもり、虐待、未受診未診断等のケース支援における他課や他機関との連携</p> <p>地域共生社会に向けた重層的支援体制の構築</p>

No.9 障害者相談支援事業（委託相談支援事業所等）について

番号	委託先箇所数	委託している業務内容	障害者相談支援事業における課題
20	2	1 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応 2 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関する業務 3 村内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実態体制整備に関する業務 4 地域自立支援協議会の運営に関する業務 5 上記の業務を遂行するために、必要に応じて関係機関を集めた検討会を主催すること。	相談支援体制の充実させるために、人材が必要である。 (背景：相談ケースが多い中で、新規事業に取り組まなければならない等)
21	1	相談支援	ケースの複雑化、多問題化に伴い世帯支援という視点も取り入れたケースワークが必要な困難事例が増えている。また、多職種の関わり、支援が必要となることで、支援者同士の連携・協力体制の構築にも課題が出てくる場合がある。
22	2	・ 障害児者相談支援事業 ・ 困難ケースへの対応 ・ 地域自立支援協議会出席、運営助言。等	・ 委託先事業所が町外にあり、身近な地域で相談出来ない、距離的な課題あり。 ・ 新しい相談員のスキルアップに向けた支援不十分。
23	1	・ 福祉サービス等の利用援助に関する業務 ・ 社会資源を活用するための支援に関する業務 ・ 社会生活力を高めるための支援に関する業務 ・ 権利擁護のために必要な援助に関する業務 ・ 専門機関の紹介に関する業務 ・ その他、町が必要と認める業務	・ 地域における委託先の認知度が高く、相談しやすい環境にある。その結果、相談者件数も増加傾向にある。複雑化・多様化する相談内容に対応するためには相談員としての専門性や継続性が求められるが、相談員が有期雇用のため、定着性に欠ける。
24	0		
25	0		
26	0		
27	0		
28	1		
29	2		実際に稼働している事業所が1か所のため負担が大きくなっている。

No.9 障害者相談支援事業（委託相談支援事業所等）について

番号	委託先箇所数	委託している業務内容	障害者相談支援事業における課題
30	2	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）相談支援事業 ・福祉サービスの利用援助に関する業務 ・社会資源を活用するための支援に関する業務 ・相談支援機能強化事業 ・専門的な相談支援を必要とする困難ケースへの対応 ・地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導助言等に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・困難ケースについて、現状維持が続いているケースがある。 ・同性対応が出来ない（委託従事が男性のみ） ・家族支援が増えており、対応が間に合わない。 ・委託相談についての周知方法。 ・コロナ禍において十分な面談ができず、電話やメール対応となり、本人の意思確認が困難となっている。 ・相談内容が複雑化し、より専門的な支援が必要とされている。
31	0		
32	1	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援業務 ・巡回支援専門員整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全ての事業所は隣接市に在しており、一町多島である本町の地域特性に対応できる事業所が限られている。

No.10② 基幹相談支援センターの設置状況

番号	設置について	設置形態（直営・委託・併用型）	委託先数	基幹相談支援センターの業務内容について	基幹相談支援センターにおける課題
1	設置している	直営型		<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・虐待防止 ・総合相談・専門相談 ・地域移行・地域定着 ・地域の相談支援体制の強化の取組 	直営型のため、職員の異動により事務引継ぎうまくいかず、市民との関係構築に時間を要することがある。
2	設置している	併用型（直営＋委託）（下記の欄にも記載してください）	1	障がいのある方やその周りの方々が気軽に相談できる場として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業、自殺対策事業の実施。虐待や差別についての相談。相談支援事業所との連携・相談・助言。相談機関とのネットワーク作り。障がい者自立支援協議会の運営に関する業務。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職の会計年度職員が辞めると、専門職の資格を持った方を探すことが難しい。 ・要注意人物（相談員を窓口で脅したり、手を出しそうな方）の方に対応する時は女性相談員だけでは危険なため、男性職員が必要な場合がある。 ・直営の基幹相談支援センターの場合、設置義務に専門職の配置が必須ではないため、専門職を持った市職員の配置が難しい。（専門職を持っていない職員が基幹相談センター配置になる場合がある。）
3	設置している	委託型（下記の欄にも記載してください）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談支援及び専門的な相談支援の実施 ・市内相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等 ・市内相談支援事業者等における人材育成に対する支援 ・地域の相談機関との連携強化 ・障がい者自立支援協議会の運営 ・地域移行及び地域定着の促進 ・権利擁護及び虐待の防止 ・障害者総合支援法第77条の2第5項に規定する関係者との連携 ・その他センター運営及び目的を達成するために必要と認められる業務 	業務が指定管理となって初年度であるため、今後課題の検討を進めたい。
4	設置している	委託型（下記の欄にも記載してください）	1	<ul style="list-style-type: none"> （1）相談支援体制等 総合的な相談支援体制及び障害種別や年齢を問わない相談支援体制の構築 等 （2）地域づくり 障がい者自立支援協議会（全体会、各専門部会等）の運営 等 （3）権利擁護 権利擁護（虐待防止、自殺対策、差別解消、後見事業等）に関する周知及び相談支援体制の構築 等 （4）人材育成 市内委託相談員に対するスーパーバイズ及び人材育成研修の実施 等 	専門性が高い事業であるため、受託できる事業者に限られる。事業者が変更となった場合は、積み上げてきた経験や他機関との関係性がリセットとなるので、障がい福祉行政の一時的な後退が懸念される。
5	設置している	委託型（下記の欄にも記載してください）	2	<ul style="list-style-type: none"> 1 総合的・専門的な相談支援に関する業務 2 地域の相談支援体制の強化に関する業務 3 地域移行・地域定着の促進に関する業務 4 自立支援協議会の運営に関する業務 5 高齢者等虐待防止ネットワーク協議会の障害者虐待防止部会に関する業務 	本市は相談支援事業所が少なく、地域的に1つの法人が計画作成、障害者相談支援、基幹相談支援センターを担っている形になっている。今後は、一体的に業務を行う方がよいのか検討が必要。

番号	設置について	設置形態（直営・委託・併用型）	委託先数	基幹相談支援センターの業務内容について	基幹相談支援センターにおける課題
6	設置している	直営型		<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種別等に対応することができる総合的及び専門的な相談支援の実施に関する業務 ・相談支援の強化の取組みに関する業務 ・相談支援事業者の人材育成の支援に関する業務 ・相談機関との連携強化に関する業務 ・地域移行・地域定着の促進に関する業務 ・権利擁護及び障がい者虐待の防止に関する業務 ・障がい者自立支援協議会への参画及び運営に関する業務 	専門職の確保 職員のスキルアップ
7	設置している	直営型		<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の整備 ・困難ケースにおける相談・調整 ・計画相談・委託相談事業所の後方支援 ・権利擁護（成年後見・虐待防止・差別解消）における相談 ・相談支援業務 ・自立支援協議会に関すること ・地域移行・定着に関すること 	自立支援協議会（部会を含め）の運営・活性化に課題を感じている
8	設置している	直営型		地域の事業間での連絡・連携	障がい者（児）のための総合相談窓口としてうまく機能していない。（人材不足）
9	設置している	直営型		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）の虐待防止に関すること。・福祉サービスに関する相談。 ・障がいを持つ方や関係者からの相談。 ・自立支援協議会の運営に関すること。 ・権利擁護に関する相談 	係内の福祉サービス給付担当が「保健師」なので、「保健師」「委託相談」「基幹相談」の役割分担、その明確化が難しく、課題となっている。また、基幹相談員の定着率も課題。会計年度任用職員ということもあり、単年での離職もあり、経験の蓄積や社会資源の開発、その継続に関する部分の引継ぎが困難。人が変われば、ほとんどがリセットされるという状況が生じる可能性が高い。
10	設置している	直営型		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的相談の実施。 ・相談支援体制の強化の取組（相談支援部会、全体会の運営等）。 ・相談機関との連携強化（地域生活支援拠点等整備等）。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談員のスキルアップが課題 ・これまで基幹相談支援センターとしてどこまで取り組んでいくのかはっきりしなかったが、近隣市町村センターとの意見交換を行うことでセンター役割が明確になり、センター機能が確立してきた。このような協議の場がもっともたら。
11	設置している	直営型		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的及び専門的な相談支援 ・地域の相談支援体制強化 ・地域移行、地域定着の促進の取組 ・権利擁護、虐待の防止に関する取組 ・その他障がい者相談支援事業を円滑にするために必要な業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター事業を担う職員が有期雇用のため、業務の継続性に不安がある。 ・計画相談、委託相談、基幹相談の役割整理に関する協議が進まず、町の相談支援体制が確立できていない。

No.10⑤ 基幹相談支援センターの設置予定市町村の状況

番号	市町村名	設置について	設置予定年度	基幹相談支援センターにおける課題（設置に向けて検討中の市町村）
1	A市	設置に向けて検討中	令和5年	設置が必須ではないため、理解が得られにくい。
2	B村	設置に向けて検討中	令和5年	人材確保 体制整備
3	C村	設置に向けて検討中	令和5年	専門的人材不足、村内における体制づくり

No.10⑥基幹相談支援センターの未設置市町村（予定なし）の課題

番号	市町村名	設置について	基幹相談支援センターを設置していない又はできない理由
1	A市	設置していない	・令和2年度より、「基幹相談支援センター等機能強化事業」として3法人への委託により実施している。 ・それぞれの母体法人の特色等いかしながら事業の担当職員4名で定期的集まり協議することができているため、引き続きセンターの設置ではなく複数法人への委託による事業実施で進めていきたい。
2	B市	設置していない	・設置することが喫緊の課題となっていない。 ・機能を担うことが想定される計画相談支援（障害児相談支援）事業所、障害者相談支援事業所の実状が把握できていない。
3	C市	設置していない	専門職の確保などの人員不足
4	D村	設置していない	予算確保が出来ていない。
5	E町	設置していない	現在、設置に向けて相談部会等で協議を進めているところであるが、設置時期は未定となっている。
6	F村	設置していない	設置予定はないが、今後センター機能を委託事業所と連携して整備していく予定。
7	G町	設置していない	既存の委託相談員が基幹的機能を果たしているため、設置する必要性を感じない。 また単独で設置する財源がない。
8	H町	設置していない	単独設置するには町の規模が小さいため、課に基幹相談の機能をもたせた相談員を直営で配置している。圏域や近隣市町村での設置ができるのであれば、協議の席に着きたい考えはある。
9	I町	設置していない	基幹相談支援の役割は委託相談支援事業所と自立支援協議会になっています。 そのために委託相談員は専門的かつ経験豊富な相談員を配置しています。
10	J村	設置していない	現段階では、他事業を抱えながらセンター設置に向けた取り組みを行うことが困難である。
11	K村	設置していない	人材確保が困難なため
12	L村	設置していない	小規模自治体の為、人材確保が困難
13	M村	設置していない	小規模離島のため、障害者人数が少ない。そのため、役場の職員で相談や支援に対応できている。
14	N村	設置していない	人材不足による
15	O町	設置していない	令和3年度から休止中のため、どのような体制なら再開が可能かを検討する必要がある。 再開時期については未定。
16	P町	設置していない	必要性の検討が十分できていないため。
17	Q村	設置していない	専門職員の不足
18	R町	設置していない	・一町多島の本町においては、人材や機関設置等の体制の維持確保が厳しく未定の状況です。

No.11③ 自立支援協議会で実際に課題の解決に繋がった内容（事例）

番号	市町村名	自立支援協議会を開催していることで、実際に課題の解決に繋がったことがありますか。あればその内容について教えてください。
1	A市	・数年前に、相談ワーキングにおいて課題にあがった「食の支援」に対し、協力事業所で連携し「配食サービス」につなげた例あり。
2	B市	これまで本市では、特別支援学校卒業後のB型利用（いわゆる直B）について認めていなかった。しかし、厚労省からの通知にのっとり、市内での需要があることを自立支援協議会にて提案し、今年度より直Bを認めている。
3	C市	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の福祉職採用（社会福祉士や精神保健福祉士）が無かったが、市へ要望を行い、今年度から採用試験が行われる。 ・日中一時支援の入浴介助サービスを新設。 ・市営住宅を改築する際に、市営住宅の2室をグループホームとして確保。 ・緊急一時保護を予算化し、虐待等の避難先として運用を行っている。 ・自立支援協議会全体会から直営の基幹相談支援センターの設置を市に要望し障がい福祉課内に設置された。
4	D市	相談員同士のつながりが薄く、事例の抱え込みが多い問題について、連携体制の検討や事例検討（グループワーク）を通して連携強化ができたと考えています。
5	E市	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等を支援する側の支援体制が構築できた。 ・販促イベントを開催し、コロナ禍で減少する就労支援施設の販促の機会がくれた。
6	F市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点については拠点部会において、緊急等の体制や、予防の体制等について協議し、運営体制に反映した。 ・医療的ケア児等支援連絡会で、医療的ケア児の保育所等の入所の際の受け入れ態勢が課題となっていることを受け、併行通園事業を事業化した。
7	G市	・ケース事例を出し合い、各事業所間での情報共有、助言を通して課題解決を図っている。
8	H市	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業に「通学支援」を位置づけ ・日中一時支援事業に「医療的ケア児」に位置づけ ・離島への交通費助成として「〇〇市離島地域障害福祉事業助成金」を策定等
9	I村	・地域生活拠点支援拠点の整備の方向性や課題について解決につながった
10	J町	・地域生活拠点等の体制整備について、協議会などで検討を進め、町としての拠点の整備状況を把握し共有。令和2年度には拠点を整備することができた。（拠点としての機能で足りない部分もまだあるため、今後も自立支援協議会等を活用し整備を強化していく予定。）
11	K村	・困難ケースへの対応
12	L町	・特別支援学校への通学支援について、町単独の事業の予算化が図られた。
13	M村	・社会資源開発に繋がった。
14	N町	・自立支援協議会にて、地域の各機関がネットワーク強化していたため、顔の見える関係性ができたことにより、特に精神障害による不安から緊急性の無い救急車の頻回要請が多く課題となっていたが、消防署と福祉課で密な情報交換や連携を図ることで、緊急性の無い頻回要請が減少している。

No.11③ 自立支援協議会で実際に課題の解決に繋がった内容（事例）

番号	市町村名	自立支援協議会を開催していることで、実際に課題の解決に繋がったことがありますか。あればその内容について教えてください。
15	O村	・平成24年4月から導入された計画相談支援について、協議会での意見を参考にすることで、猶予期間の3年間ですべてのサービス利用者に計画相談支援を給付することができた。
16	P町	・地域生活支援拠点の整備に向けて、町の方針を協議会で確認し、承認を受け、すすめてきており、その部分で地域の課題を確認しながら整備できていることは一部成果としてある。しかし、今後、拠点整備の中で新たな課題等が出てきた場合に、協議会を活用し課題解決に役立てていきたいと思う。
17	V町	・計画相談支援事業所休止予定で、町内に計画事業所がなくなるという危機的な状況の時に、全体会に進捗状況等をあげ、意見をいただきながら取組実施していった。結果的には事業所休止となり、別事業所が3か所立ち上がり危機的な状況は回避出来た。
18	W町	・令和2年度まで本町には部会の仕組みがなく、全体会のみが地域の障がい福祉に関する協議する場であった。しかし、令和元年度の全体会において、部会のしくみをつくるよう意見が提案された。その意見に対し、令和2年度に試験的に相談支援に関する部会を町内の計画相談、委託相談、基幹相談、行政が協力し実施。試験運用、取組内容の全体会報告を経て、令和3年度から自立支援協議会の組織として専門部会が位置づけられた。
19	Q村	・令和5年を目途に地域自立支援協議会の実施を目指して検討しています。
20	R村	・2年度に協議会を立ち上げ、3年度は協議会内で今後の体制作りを行い、実際の課題解決に向けて2回の会議を実施した。現時点では、村の課題、方向性など示すことが出来ている。今後は、実際に実践出来るかが課題である。
21	S村	・解決につながるよう取り組みしている。
22	T町	・協議を行うが、解決に至らない。
23	U村	・相談員の人員不足

No.12 第6期障害福祉計画の基本指針における成果目標に係る取組 & No.13 自由記載欄

番号	第6期障害福祉計画の基本指針における成果目標に係る取組 ①総合的・専門的な相談支援の実施に係る取組	第6期障害福祉計画の基本指針における成果目標に係る取組 ②地域の相談支援体制強化の取組	自由記載欄
1	・基幹相談支援センター等機能強化事業担当職員で週1回集まり、相談にあがった事例について共有するとともにその支援に向けた協議を行っている。	・基幹相談支援センター等機能強化事業担当職員により市内相談支援事業所訪問済（一部未実施）。 ・相談ワーキングと連携し、「特定相談支援事業所連絡会」を継続実施していく。	・課題等解決に向けた継続的な取り組みの重要性を感じるが、新たな課題への取り組みをすることでこれまで進めていたことが止まってしまったり、担当が変わることや間が空くことで継続性がなくなってしまうということがある。 ・協議会全体会において、各ワーキング等の報告とそれに対する意見をいただくことで時間が足りなくなっているため、「協議」をする場として有意義な会の持ち方を検討していく必要があると感じる。
2	委託相談事業所3か所設置しており、毎月の4者会議にて連携を図っている。	活動指針として、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取り組みをそれぞれ10件予定している。	
3	上記の取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討している。部会を通して、基幹相談支援センターの活動指標の検証等を予定している。	市の一般・特定相談支援事業所並びに相談支援専門員は減少傾向にあり、今後行政と民間と連携を図りながら、定期開催している相談支援事業所連絡会や相談支援部会を活用し、地域の相談支援体制の強化に向けて取り組んでいく予定。	圏域アドバイザーの不在
4	相談支援部会では、事例検討等を継続的に実施し、相談対応の質の向上を目指しています。	基幹相談、委託相談、計画相談の連携体制（3層構造）の役割が不明確のため連携に支障があるとの意見があり、体制整備について基幹相談を中心に検討を進めています。	
5	相談支援事業を4箇所へ委託し、困難ケースへの対応強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言、地域の各種相談機関との連携会議等による連携強化 市障害者自立支援協議会設置要綱第9条に基づく協議会の運営に関する業務、Zoom等による連絡体制、研修体制等の業務を委託し、強化の取り組みとしていますが、コロナ禍のために具体的な取り組みは遅れています。	個別支援に障害特性に応じた対応やアセスメントなどに時間を要することが多い。相談が一時的に集中すると対応が困難になることがある。また、コロナ禍で家族の手術等の予定がずれたり、集中したり、急なサービス変更が増えたり、重なることが多くなっている。そのため、負担が集中することがある。
6	具体的な取り組みはなし。	具体的な取り組みはなし。	
7	相談ビジョンWGにおいて、計画相談員及び委託相談員向けのマニュアルの作成を協議している。	・地域生活支援拠点を中心とした支援体制強化の取り組み。 ・基幹相談支援センター及び委託相談事業所5か所15人の設置を継続し、支援体制の充実をはかる。 ・トライアングルプロジェクト実践による福祉、教育、家庭の連携体制の構築。	
8	基幹相談支援センターとしての体制を確保する。	相談ワーキングを毎月継続実施し連携強化を図る	